

○司会 それでは時間となりましたので、ただいまより第4回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

まず会議の開催に当たりまして、座長の平野復興担当大臣より皆様にごあいさつを申し上げます。

○平野復興担当大臣 平野でございます。本日は御多忙中のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は第4回目の「原子力災害からの福島復興再生協議会」でございます。今日は2月の4日という日でありますけれども、震災の発災から、間もなく11ヶ月が経とうとしております。この11ヶ月、本当に長いようで短いという期間ではないかと思っております。この間の皆様方のさまざまな取り組みに、改めてこの場をお借りしまして、心から敬意を表したいと思っておりますし、これからまた、さまざまな課題がございますので、一層、気を引き締めて取り組んでいかなければならない、そのように感じているところでございます。

本日、私の方からは、福島復興再生特別措置法案、これは県ともあるいは関係市町村ともこれまで事務的に何回かやりとりさせていただきまして、政府部内で検討を進めてまいりましたけれども、その概要、条文も含めまして、案が決まりましたので、今日、御説明を申し上げまして、皆様方と御議論をさせていただければと思います。

一方、政府の方では、昨年末に示された避難指示区域等の見直しについての基本的考え方に基づきまして、特に警戒区域、それから計画的避難区域の帰還に向けてのさまざまな検討を始めております。20mSv未満、あるいは20～50、50mSvというエリアの分け方ということだけではなくて、賠償の考え方をどのように整理するか。あるいはインフラ等の問題もございます。特に、双葉郡には汚水処理施設、一部事務組合のような形で、さまざまな施設を持っておりますし、その施設が今、現況どうなっているか、復旧をどうするか、こういったことに対しての準備、それから常磐道につきましても、これは細野大臣の方が、まずはモニタリングということ、放射線のルート等の測定をするということについて、今、準備をしていただいております。さまざまな観点から、このことを検討しなくてはならないということで、後ほどまた、若干詳しくお話しさせていただきますけれども、政府内では、局長クラスでの検討会議を設けさせて、今、その検討を進めさせ、急がせているということでございます。

それから2月10日に、復興庁が設置をされます。さまざまな地元からの要求、要望に対しましての相談窓口として、現地に足を置いた、そういった体制をしっかりとつくっていきたいというふうに思っております。本庁は東京に置かせていただきますけれども、福島には復興局を置かせていただきまして、また、支所も南相馬市といわき市に置かせていただく予定になっております。是非とも活用をお願い申し上げたいと思っておりますし、私どももしっかりとした体制で臨みたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、冒頭、ご挨拶に代えさせていただきたいと思っております。今日はよろしくようお願い申し上げます。

○司会 続きまして、細野原発担当大臣よりごあいさつを申し上げます。

○細野原発担当大臣 本日も本当にお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。佐藤知事を始め、福島県の皆さんには、引き続きまして、大変な御迷惑と御負担をおかけしております。そうした中で、こうした協議会には、毎回本当に皆さん出ていただきまして、地域の実情を私どもに直接聞かせていただいていることに、心より感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

今日は、私の担当しておる主な分野の中で、2つのことについて、私どもの方から説明をさせていただきたいと思っております。1つは、原子力の規制の在り方、更にはそれを補う組織の在り方についての改革案ができましたので、それを皆さんに説明させていただきます。

佐藤知事は参議院にいらしたときから、この規制は推進側から独立させるべきだということを持論とされておられました。そうした状況ができない中で、今回の大変な御迷惑をおかけする事故が起こった、非常に痛恨の思いが私にはございます。やはり、その改革は待たなしでございますので、何とか4月にそれをつくりたいというふうに思っております。そしてそれができた際には、東京電力の福島第一原発のように、ダメージを受けた後の原発についての安全の問題についても、しっかりとこれを見ることができるよう組織にしなければなりません。これは1つの大きな柱であります。

更には、これまで必ずしも十分でなかった、発電所の外の放射性物資の拡散について、特に健康の問題がありますから、この問題についての所掌が不明確でございましたので、そこをこの新しい原子力規制庁が担うということも明確に規定をしたところでございます。そうした改革の中身を今日は御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

もう一点は、除染の問題についてロードマップを作成いたしましたので、そのことを中心に説明させていただきたいと思っております。もちろん、ロードマップというのは国の基本的な考え方を示したにすぎませんので、具体的な直轄でやる地域についての計画そのものは、それぞれの市町村の皆さんの考え方にしっかりと沿った計画を、できれば年度内につくりたいというふうに思っております。そしてその中で、皆さんの中からこれまでさまざま御指摘をいただいております、直轄でやる地域ではあるけれども、それぞれの町村の関与をもっとできるようにというお話がございました。直接それについてもやっただけのような環境を是非整えたいと思っております、今、最終調整の段階に入っているところであります。

そしてもう一点、除染について皆さんから御指摘をいただいております財物補償の問題。例えば植木を切らなければならないというのは、これは本来は除染と一体のものでありますから、国のこれまでの予算の考え方ではなかなかきちんと皆さんにお約束をできない状況になってまいりましたが、調整を進めてまいりまして、これは私の判断で実現をできるようにということで、これも最終調整に入っております。

そして、最後にもう一つ御報告を申し上げますと、1月に、福島環境再生事務所という

拠点がスタートをいたしました。皆さんから、こちらも再三御要望いただいていた、市町村に除染の担当者を直接付けるようにという、そういうお話がございましたが、これについても、11市町村については直轄事業をやります。1つの市町村に2人ずつということで配置をすることができるようになりました。福島市を初めとした、大玉村を初めとした、それ以外の地域についても、それぞれの町村の担当者を明確にして、皆さんが除染をやられる際に、しっかりとそれを我々としてもバックアップできるような体制をできるだけ早く整えたいというふうに思っているところでございます。除染については、そうしたさまざまな、やらなければならない課題がたくさんございますので、まだまだ十分な体制ができていない点はあるかと思えますけれども、皆さんの思いにしっかりと応えることができるように、必ず一步一步、前進はしてまいりますので、是非、皆さんの率直な声をお聞かせいただきますように、心よりお願い申し上げます。本日は御協力いただきまして、本当にありがとうございます。

○司会 続きまして、佐藤福島県知事よりごあいさつをお願いいたします。

○佐藤知事 平野復興担当大臣、そして細野原発担当大臣、更に政府の関係者の皆さん、本当に連日御苦労さまでございます。

一昨日、福島県の平成24年度予算案を発表させていただきました。震災の影響によって、県税収入が大幅に減少する中、震災復興特別交付税や、各種基金の有効な活用により、何とか予算を組ませていただきました。福島県といたしましては、この復興予算を最大限に生かして、復興計画の推進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今も原発担当大臣からお話がありましたが、環境省の福島環境再生事務所が開設され、除染の推進体制が強化されたと認識をしております。また、今日御報告いただく「福島復興再生特別措置法案」もまとまりつつある、そのような話も伺っております。こうして、我が県の復興のための体制が徐々に整ってきておりますことに、改めて御礼を申し上げます。

しかしながら、震災から間もなく1年を迎える今でも、県民の苦しみが続いている、これが現状であります。除染、仮置場、あるいは損害賠償など、自分の身の回りにある問題の解決が、まだまだ進んでいないというのが県民一人ひとりの実感であり、極めて私どもも深刻にこれを受けている状況であります。我々は、子どもを持つ親御さんの不安、今年の作付けをどのようにするかと言って農業者の皆さんが非常に苦悩している、そしてまた、1日も早くふるさとに帰還したい、そのような県民のさまざまな願いに、1日も早く、何とかして応えなくてはいけないと思っております。

そのような中、先般、帰還宣言をしました川内村を初めとする市町村の支援、これもきわめて重要と考えており、県も全力投球しますし、政府の皆様方も全力投球をお願いしたいというところであります。県としても、一つひとつの課題、先般からも、スピード感ということを申し上げておりますけれども、町村と一体となって、私どももスピード感を持って対応しなきゃいけないと思っておりますし、大臣を初めとする皆さんにも、このスピ

一歩感を常に念頭に置いて対応していただきたいと思っております。本日は、それぞれ大臣の皆さん、関係者の皆さんは、福島に勤務して、更にまた、福島に頻繁においでいただいている皆さんでありますので、福島の実情をだれよりもご存じの方々と思っております。福島県の復興のため、福島県民の生活再建、帰還、その対応のため、これまでも増して全力で御尽力いただくことをお願いして、あいさついたします。よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○司会 御出席者につきましては、時間の関係上、配付資料の名簿を御参照願いたいと思っております。

次に、復興庁の開庁及び福島復興再生特別措置法案につきまして、復興本部から御説明をいたします。

○復興本部事務局 復興本部事務局でございます。お手元の資料の2をお開きいただきたいと思っております。「復興庁の概要」についてでございます。

先般公表いたしましたように、2月10日、来週の金曜日に開庁を予定しております。

所掌事務は、昨年12月、法律で決められたとおりでございます。内閣を補助する総合調整事務と個別の実施事務を行います。

まず、国レベル、本庁レベルでございますが、国の施策の企画、調整、実施。下の2つにポツをつけてございますが、基本的な方針の企画立案、そして各府省の施策の総合調整・勧告を行います。また、事業につきましては統括・監理、予算の一括要求、そしてそれを各府省に配分すること、そして主な事業の実施計画を策定することを任務としてございます。

②が現地レベルでございますが、大臣からもお話がありましたように、一元的な窓口、いわゆるワンストップ窓口を目指しております。被災自治体への計画策定への助言、特別区域の認定、交付金の配分、国の事業の実施とともに、県・市町村事業への支援調整を行いたいと思っております。

組織と機能でございます。

①内閣総理大臣を長とし、事務を統括する復興大臣を置き、各省より一段高く位置付けられております。

裏をおめぐりください。復興庁の組織でございますが、左側に政務職が書いてございます。右側に閣僚級会合、有識者会合、そして現地3本部でございます。福島は復興局といたしまして、自治会館を間借りしておりましたが、あさって月曜日から、駅前のビルに事務所を移して、事業を実施したいと思っております。なお、南相馬といわきに支所を置くべく、場所は選定が終わりましたので、10日に間に合わせるべく、現在準備しているところでございます。

復興庁の準備につきましては以上でございます。

引き続きまして資料 3-1～3-4 で、福島特別措置法案について、現状を御報告申し上げます。法案につきましては、県及び関係市町村の皆様方の御協力をいただきまして、大体の案がまとまり、現在、政府部内及び与党と調整中でございます。現時点での案を御報告申し上げます。

1 枚目の 3-1 が概要の 1 枚紙でございます。

まず、趣旨でございます。

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進すること。

そして自治体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として基本方針を策定し、実施すること。

そして、今日このように事実上の協議の場を開いておりますが、新しく法律上、復興再生協議会を規定しようと思っております。

恐縮でございますが、資料 3-3 に飛ばさせていただきます。

特に重要な目的、理念の部分、もう少し丁寧に御説明させていただきます。資料 3-3 でございます。

まず「目的」でございます。読ませていただきます。

この法律は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島の復興及び再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について定めることにより、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とすること。

「基本理念」でございます。

原子力災害からの福島の復興及び再生は、原子力災害により多数の住民が避難を余儀なくされたこと、復旧に長期間を要すること、放射性物質による汚染のおそれにより起因して住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを産み、育てることができる環境を実現するとともに、社会経済を再生する必要があることその他の福島が直面する緊要な課題について、女性、子ども、障害者等を含めた多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならないものとする。

「国の責務」でございます。

国は、基本理念にのっとり、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有するものとする。

第二の再生基本方針の第一項第 1 号でございます。

1 政府は、基本理念にのっとり、福島復興再生基本方針を定めなければならないものとする。

1つ飛んでいただきまして、次のページです。

3 内閣総理大臣は、福島県知事の意見を聴いて、福島復興再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

4 福島県知事は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、福島復興再生基本方針を速やかに変更しなければならないものとする。

第二項でございます。「知事の提案」。

1 福島県知事は、福島の復興及び再生に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、福島復興再生基本方針の変更についての提案をすることができるものとする。

2 福島県知事は、変更提案をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならないものとする。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、当該変更提案を踏まえた福島復興再生基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を福島県知事に通知しなければならないものとする。

当然、変更した場合は手続に入りますが、必要のないときもこのような規定を置かせていただきました。

これが基本理念及び、県・市町村との関係でございます。内容は非常に大部になりますので、もう一度3-1の資料にお戻りいただきたいと思っております。

法律では、この後ろに具体的な施策、国の責務が列挙されておりますが、概要を3-1の2から御説明申し上げます。

まず「(1) 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置」を列挙してございます。具体的には、

国による公共工事の代行、あるいは公共施設の生活環境整備事業の実施など。

それから、先般御説明いたしました課税の特例。

また、特徴的な例でございますと、公営住宅の入居資格の特例。これは、津波で住宅が流された場合は公営住宅に入っております。ところが、避難区域におられます方は、住宅は残っておりますが使えないといえますので、住宅が残っていても使えないというものを滅失と同じように読む規定でございます。今回の災害に特有な事例のシンボルだと思っております。

大きな2つ目が、「放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置」でございます。

健康管理調査、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、

教育機会の確保、医療・福祉の確保などを定めてございます。

大きな3つ目が「原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置」でございます。

規制の特例や手続の特例。

更に、特区法での、課税の特例を含む推進計画を福島県のすべての市町村が策定できるようにする特例措置。

更に、農林水産業、中小企業、職業の安定、観光の振興などを規定しているものであります。

4つ目は同じく産業でございますが、こちらは新たな産業の創出について規定してございます。

再生可能エネルギー源の利用、高度な医療の提供等に関する研究開発拠点など、更に企業立地の促進などの措置を定めてございます。

党内手続、政府内手続が終わりますれば、2月上旬に予算関連法案として提出したいと思っております。

もう一つ、恐縮でございますが、資料3-4に飛んでいただけますでしょうか。この間、県・市町村から御意見を賜ってございましたが、最終的に1月23日付にて全県下の市町村に対し意見聴取を再度させていただきました。

いただきました件数は総計で50件でございます。これにつきましては、個別の市町村ごとに別途返事を回答しているところでございますが、概要のみ今日は御説明申し上げます。

いただきました御意見を踏まえまして、反映したものが26件。

制度の運用等により対応可能なものが9件。

予算・税等に関わるもので、今後の検討課題としておりますのが6件。

この法律では対応困難として、整理させていただきましてものが合計5件でございます。主なものはここに3つほどマル印の箇条書きで書いております。

それから⑤、一番下に書いてございますが、法策定プロセス等に関する意見、もう少し時間をいただいて意見を出させてくれといった。いわゆる手続的な点でございます。この点につきましては、私どもも今後の作業に反映させていただきたいと思っております。

短期間でございましたが、法文の作成に御協力いただきましてありがとうございます。以上でございます。

○司会 続きまして、原子力組織制度改革法案等について、原子力安全規制組織等改革準備室から御説明をいたします。

○原子力安全規制組織等改革準備室 それでは資料4に基づきまして、原子力組織制度改革法案につきまして、内閣官房の法案準備室から御説明申し上げます。資料は4-1、4-2、4-3、3種類お配りをしているところでございます。

資料4-1は、法案の閣議決定に当たりまして細野大臣が発表した大臣談話であり、政

府としての今回の改革の基本的な考え方を述べたものでございます。

資料4-2は法案の骨子を掲げたものでございます。

御説明につきましては、資料4-3、表紙に図解がある資料をご覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

今回の改革の第1は、質の高い組織をつくるということでございます。原子力安全・保安院の原子力安全規制部門を経済産業省から分離いたしまして、また、各省の関係業務を一元化いたしまして、環境省に、独立性の高い外局として、原子力規制庁を置くというものでございます。

また、規制の実効性のチェック、あるいは独立性のチェック、また、発生した事故の原因究明調査を行い、必要に応じ大臣等に勧告を行うための組織として、原子力安全調査委員会というものを置きまして、委員の人事につきましては国会同意人事とする等、独立性の高い機関とするということを考えております。

また、緊急事態対応を新しい原子力規制庁の重要な役割と位置づけて、政府全体での対応の中心とするということを考えております。

原子力安全の業務の一元化につきましては、先ほど大臣も申しましたように、健康管理に関する事務、放射線による健康被害に関する事務というものを、環境省、原子力規制庁の所掌事務として明記をするということを織り込んだところでございます。

1枚おめくりいただきますと、新しい原子力規制庁の組織の、現在、予算として提出している案がございます。そこにありますように、各種ございますが、その中でも緊急事態対策監、それから原子力地域安全総括官という幹部級職員を置きまして、それぞれオンサイトにおける緊急時の対応統括、あるいはオフサイトにおける住民の安全確保対策、これについて責任を持てるようにするというのを考えております。

また、2ページの一番最後のところに「参事官（健康管理）」とありますが、こういう組織を設けまして、福島県が実施する県民健康管理調査の支援等に当たる、責任のある体制をつくっているところでございます。

3ページ目は予算でございますので飛ばします。

4ページ目をごらんいただきたいのですが、「原子力安全規制の転換」ということで、世界最高水準の規制を目指すということでございます。

1つは、原子力基本法で基本的な考え方をうたいますとともに、原子炉等規制法につきまして、炉心の損傷のような重大事故も考慮した安全規制へときちんと転換をする。

2つ目に、最新の知見による規制を既存の施設にも反映する、いわゆるバックフィットといわれる制度を導入する。

3つ目は、経年劣化が懸念されるような高経年化炉の対策としまして、40年の運転制限を導入する。

4つ目は、事業者責任を明確化する。

5つ目に、災害時のことが書かれております。



そのうち、(1)が、これも先ほど大臣から申し上げましたところの、災害が発生し、壊れてしまった原子炉施設につきまして、国が責任を持って安全規制をチェックできるような、特別の制度を新たに設けるといものが盛り込まれているところでございます。

続きまして5ページ目、原子力防災体制の強化でございます。事故の教訓を踏まえまして、強固な防災体制を構築するというところでございます。

1つは原子力災害対策特別措置法の改正でございまして、原子力災害対策本部について、その機能を拡充して、きちんとできるようにする。また、事後対策といった形で長くいろいろな対策が必要となりますけれども、そういった事後対策をきちんとできるようにする。

また、原子力事業者による防災訓練について義務付ける等々の改正を盛り込む。

また、法改正以外にも、そこにもありますように防災計画の改定でありますとか、あるいはオフサイトセンターの整備、国の防災体制の充実といったものを法改正と併せて行いたいと考えておるところです。

御説明は以上です。

○司会 続きまして、除染について、環境省から御説明をいたします。

○環境省 それでは資料の5-1と5-2に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

5-2の方が本文でございましてけれども、説明資料として、5-1の方で御説明申し上げたいと思います。これから国が直轄で除染を行います、主に警戒区域とか計画的避難区域の除染のロードマップ、除染の工程表でございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。左側に除染の工程表が書かれておりまして、右側にその基本的考え方ということになっております。

左上の方でございますように、基本的には、各直轄事業で行う除染の地域につきまして、特別地域内除染実施計画、これは市町村ごとに、こういった手順で除染をしていくのか、あるいは除染をした結果、どのような目標が立てられるのか、そういったような計画を今年度中に立てたいと考えております。現在、既に市町村の方々と調整に入っているわけでございますけれども、国で基本的な考え方を今回、除染ロードマップということでお示ししようということで、示させていただいたものでございます。

まず、左側の図を見ていただきたいと思います。四角のマス目の3つ目でございまして、「先行除染」と書いてあります。これから本格的な除染を開始するためには、除染活動の拠点でありますとか、あるいは施設、道路、除染のために必要な水供給のためのインフラ整備、こういったものが必要になってまいりますので、こういったものにつきまして、できるだけ早く先行的に除染をしていきたい、このように考えておりまして、既に幾つか発注の手続に入っているところでございます。

それとあと、地域からの要望も高い常磐自動車道につきましても、現在、環境省のモデル事業ということで、比較的、線量の高いところにつきまして除染をやっていくような手続に入っているということでございます。

その下の「本格除染」と書いてあります。本格的な除染でございますけれども、右側に

ちょっと文字でプロセスを書かせていただいておりますが、除染をするに当たりましては、まず除染を実施する土地の関係者、所有者等を把握いたしまして、そういった方々によく説明をして、そして建物等の立入りの了解でありますとか、あるいは周辺地域のモニタリング、それから建物が現在どういう状況になっているのか、そういった状況調査も必要かと思っております。そういったことを経まして、最終的には除染の同意を得まして、除染作業を実施するというところで、非常にいろいろな手続があるということがございます。

左側の図を見ていただきたいと思いますが、そういったことがございますので、私どもも、そういった手続をできるだけ早くやりたいと考えておりますけれども、同意が取得できたところから順次、除染をしていく。このような考え方で行くということがございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。現在、原子力災害対策本部の方で、避難指示区域の見直しの作業が行われております。除染につきましても、こういった避難指示区域の見直しの作業と連動いたしまして除染をしていきたいと考えておまして、この区域ごとの除染の進め方、こういったことについて今回、考え方をお示ししているということがございます。

まず、左側の図を見ていただきたいと思っております。避難指示解除準備区域となる地域。年間の積算線量が20mSv以下ということでありまして、こういったところはできるだけ早く除染をしていきたいということがございます。10～20mSvの区域につきましては、24年中をめどに除染をしていきたい。勿論、子ども空間、学校を中心としたところにつきましては、5 mSvからということがございます。

それから5～10mSvの区域につきましては、25年3月末まで、24年度中に除染を完了したいと考えております。

それからそのほかのところにつきましては、2年かけてということで、25年度末、26年3月までに除染をしていきたい。

こういうような考え方で避難指示解除準備区域となる地域についての除染を考えているということございまして、いずれにいたしましても、そういった地域につきましては、具体的には、モデル事業の結果も踏まえて、具体的な目標値も除染計画で示したい。このように考えております。

当面は、すべての地域で10mSv未満を目指し、また、学校につきましては、再開前に、時間当たりの1μSv未満を目指すということにしております。

それから2つ目の案でございます。居住制限区域となる地域でございます。年間の積算線量が20mSv～50mSvということがございますけれども、ここも急いで除染をしていかなければいけないと考えておまして、24年度、25年度かけて、26年の3月末までに除染を実施していきたいと考えております。できるだけ早急に、20mSv以上の地域につきましては、そういった地域を段階的に縮小いたしまして、20mSv以下になるように目指していきたいと考えておりますが、いずれにいたしましても、こういった除染の区域につき

ましては、市町村と十分協議をして、優先すべき区域を明らかにしつつ、除染実施計画を立てていきたい。このように考えております。

3番目でございます。帰還困難区域となる地域ということございまして、年間積算線量が50mSv以上ということでございます。ここにつきましては、除染の効果的な技術というのもまだ明らかではございませんし、また作業員の安全確保方法、こういったものも確立しなければいけません。そういった意味で、当面は除染モデル実証事業等を実施していくということを考えております。その結果に基づきまして、地域ごとの除染の実行可能性、効果等を明らかにし、市町村等の関係者と協議の上、その対応の方向性を検討していきたい。このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、左にありますように、除染、仮置場の設定が非常に重要になってきておるわけございまして、そういったことにつきましても、国としても全力で取り組んでいきたいと考えております。

最後の「除染工程の一連の流れ」につきましては、先ほど御説明申し上げたところでございますので省略します。

以上でございます。

○司会 それでは、ここでお二人の大臣から、政府部内の取組みについて発言がございません。

まず平野大臣、お願いいたします。

○平野復興担当大臣 私、補足的に、これから復興本部ないし復興庁が取り組んでいかなければならない課題について、かいつまんでお話をさせていただきたいと思っております。

復興庁というか、政府全体として、福島県が今回東日本大震災で官を挙げて取り組まなくてはならない課題というのは大きく3つあるだろうと思っております。

1つは何と云っても、津波、地震により被災した地域の復興ということになりまして、ここは例えば、新地町、相馬市、あるいはいわき市等々、海岸地域がかなりの被害を受けておりまして、高台移転等を含めたさまざまな計画、あるいは海岸堤防等の復旧計画等々についても、県が主体となって大体計画策定が進みつつあります。政府も、こういった地震、津波につきましては、さまざまな制度、復興特区制度、復興交付金制度も含めまして、大体の道具立ては揃ったというふうに思っておりますので、これを活用した復興というのを推進しなければならない。これがまず第1点目であります。

2点目は、いずれも原子力災害に関係する、福島が直面する最も大きな課題ということになるかと思っておりますが、それは2つに分けて考える必要があると思っております。1つは、福島県全体の経済の復旧復興ということになります。この中には風評被害の問題、あるいは健康被害の問題、心のケアの問題、さまざまな問題があります。勿論産業別に見れば、農業の問題、製造業の問題、さまざまございまして、こういったことへの対応、底上げ、これをしっかりやっていく。その1つのツールが、今日、先ほど御説明させていただきました福島復興再生特別措置法案となりますが、そういったもの、それからあとさまざまな

制度を、私ども政府の方で用意させていただきまして、それらを活用しながら、これは国と県と関係市町村の地域と一体となって取り組んでいく課題だと思っています。

もう一つの課題は、いわゆる警戒区域、計画的避難区域等々の見直しに伴う帰還という問題でございます。これは大変、さまざまな問題といえますが、検討しなければならない課題がたくさんあるのですけれども、これにつきましては、先ほど冒頭の挨拶でも申し上げましたけれども、福島県全体の復興というものとは別に、この帰還に向けた対策を検討するという意味で、関係省庁の局長クラスを集めましての検討グループを立ち上げてあります。併せて、検討グループで検討したものに基づいて、各省もさまざまな検討をしていただくということになると思います。

この帰還に基づく作業として、まず最も重要なのは細野大臣がずっとやられている除染ということは申すまでもございません。除染はこの地域だけではなくて、勿論、いわき市、福島市、二本松市、福島全体でも問題になっているわけでありましてけれども、当然のことながら、帰還に伴う第一ステップというか、大きなステップは除染であるということでもあります。ただ、除染が即帰還ということにつながらないということでもありまして、それはなぜかといいますと、インフラの問題、雇用の問題、サービスの提供の問題等々がありますし、それから、何といても個々の避難者の方々が、御自身の判断として、どのように判断されるかということもございまして、そういったことも踏まえながら、トータルの計画をつくりながら、しかしできるだけたくさんの方々に、できるだけ早く戻っていただく環境づくりをするということが我々の責務だというふうに思っていますので、それに向けてのさまざまな検討をしっかりとやっていきたいと思っております。その中で除染ということをお願いしました。それとあと賠償、これについては、今までの賠償の考え方は、どちらかというと、例えば今年の10月までの期間というようなことで、そこまでの間の賠償をどうするか、風評被害をどうするかという観点で議論されてきましたけれども、帰還ということに入りますと、例えば長期にわたって戻れない方にどのような賠償をすることができるかといった、どちらかというと全体の長期スパンでの議論をしていかななくてはなりませんし、こうなりますと、かなり難しい問題も出てきますが、しかし何らかの方針をしっかりと示して、皆様方とまずお話をし、その上で、避難者の方々ともしっかりお話しさせていただくという、こういうプロセスが大事だと思っております。

それからあと、インフラの整備、これは現況把握をしっかりとすると同時に、どういうスケジュールでインフラの復旧をやっていくかということについても、これは国の責任でまず立てたいと思っております。

これに関連して、最後にちょっとお願いではございますけれども、こういったさまざまな、特に警戒区域、それから計画的避難区域の帰還に向けての議論をしていただくに当たっては、関係する市町村間の連携がどうしても大切でございます。特にインフラ施設1つとってみても、あの中にはし尿処理施設、それからごみ処理施設、関係市町村が共同で使うという施設がございますが、その施設をどうするかということ1つとってみても、

関係市町村間の連携がどうしても必要でございまして、こういったことについては、双葉郡の会長さん、井戸川町長さんでございましてけれども、是非、先頭に立って、この協議会といいたいでしょうか、市町村の連携をとって対応していただく等、お願いをしたいと思っております。さまざまの課題はありますけれども、今大事なものは、そういう意味で、これからは郡として、地域として、とにかく一体としてすべてのものを考えていかななくてはならないという姿勢が大事だと思っておりますので、このことは是非お願いを申し上げたいと思っております。それに対する県のサポートも是非お願いを申し上げたいと思っております。

以上です。

○司会 続きまして、細野大臣、お願いします。

○細野原発担当大臣 政府側の説明が続いておりますので、簡潔に私からは1点だけ。

福島県、更にはそれぞれの市町村の方からも、さまざま御要望をいただいてまいりました研究開発の拠点でございますが、この拠点づくりというのは、政府内で、さまざまな省庁で検討されてきたわけですが、一元化をして、できるだけ皆様に1つの形としてお示しをすることができるようにしなければならないというふうに考えております。そこで、今日は途中段階でございますが、現状において政府が福島県内に設置を検討している研究開発の拠点についての、現段階での考え方を御説明申し上げたいと思っております。

主に5つのカテゴリーに分けられる研究開発拠点を福島に設置をできないだろうかということについて検討が進んでおります。

まず1つ目には、廃炉の着実な実施のための研究開発拠点でございます。これは、東京電力福島第一原発では、燃料の取り出しを始めとした無人化の技術や、放射性物質を取り扱う技術が求められますので、本当に世界最先端の技術がここに必要とされる。その拠点をつくりたいと考えております。

2つ目といたしまして、除染や放射線モニタリングに関する研究開発拠点でございます。これは既に一部スタートしておりますけれども、これからかなりの時間をかけて、この課題に取り組んでいかなければなりませんので、できる限りしっかりした拠点をつくりたいと思っております。

3点目といたしまして、放射線医学や最先端治療に関する研究開発拠点でございます。既に県立医大で、本当に福島県の方で精力的に取り組んでいただいておりますが、国も、単に支援ということではなくて、直接それに向き合えるような体制をつくりたいと思っております。今その準備を進めております。

4点目といたしましては、再生可能エネルギーに関する研究開発拠点でございます。こちらもそれぞれの市町村から、さまざまな、意欲的な御提案をいただいておりますので、それを是非形にしたいと思っております。

そして最後に、医療福祉機器・創薬産業の拠点でございます。これもそれぞれの市町村の復旧計画の中で、そうした前向きなものがたくさん出てきておりますので、それに応えるものということでございます。

それぞれ若干、進捗なり検討の成熟度という意味では差はございますが、やはり福島の将来の経済や雇用、そして県そのものの根本的な部分での力ということを考えても、研究開発拠点は鍵になるというふうに思っております。こうした拠点を有機的にしっかり連携をさせて、必要なものはネットワーク化していくという意味で、復興庁が1つの大きな役割を担うこととなりますが、私が所管をしております環境省がかなりの部分、実際にはやることとなりますので、そこは私が前に一步出て、必要なものはしっかりと集約をする中で、県やそれぞれの市町村と協議をさせていただきたいというふうに思っております。今日は、そういった意味では、1つのとりまとめの頭出しということで御説明をさせていただきましたので、もし皆さんの方から、この会議の中で具体的な御要望をいただける話題であれば、是非承って帰りたいと考えております。

以上でございます。

○司会 それでは、御出席の皆様から御意見をいただければと思います。

お願いいたします。

○構成員 私はやはり農業関係でございますので、その辺のお願い、要望等についてお話しをさせていただきたいというふうに思っています。

ようやく2月10日、復興庁が福島に開設するということが、本当にありがとうございました。今、福島の米につきましてお話しさせていただきたいと思います。やはり今年の4月から新基準値が採用されるであろうということから、いわゆる100Bqという数字をひとり歩きさせてしましまして、福島の米が倉庫から動かない、あるいは卸からキャンセルだということでもあります。方針としては500Bq以上は廃棄、あるいは100Bq～500Bqにつきましては、民間団体で買い上げて、後々、処理処分をされるということでございますけれども、それ以下の、100Bq以下でさえ、福島という冠が頭につくことによって消費者からどうも敬遠されているということございまして、まだまだ福島の農林水産物については風評被害がおさまるところか拡大しているという状況をかんがみまして、何とかこの風評被害について対応をお願いしたいというふうに思うところでございます。

そんな状況の中で、昨日、いわゆる県内米の緊急調査の結果が発表されたところでございます。総調査数は2万3,240戸の中で、500Bqを超えたものは0.2%、あるいは100Bq～499Bqが約2.5%ということで、残り97%は100Bq以下だという状況にもかかわらず、なかなかこの米が動かないということで、今、24年度の米を作付する現場では、本当に米がつくれるのか、つくっても売れるのかというようなことで、非常に心配される声が農家から出ているところでございます。今後、24年度に向けてどのような作付制限地域と作付可能地域の線引きをなされるのか。これらについて早急をお願いをしたいというふうに思っておるわけでございますが、その基準となるものは、いわゆる土壌中の汚染度なのか、あるいは大気中の汚染度なのか、緊急調査で出た数値が基本になるのか。その辺につきまして、早々に政府見解を出していただきながら、県と協議し、そして現地対応していただきたい。今、家族も分断された地域の中で、この線引きによって、地域が、コミュニティ

一が、敵対同士になる可能性も非常に心配されております。どうか原因究明と同時に、そのような線引きが、お互いの地域の中で理解をし合えるような線を引いていただきたいというふうに改めてお願いを申し上げたいと思っておりますのでございます。

もう一つ、今まで、このモニタリング調査ということで、国としては予備調査、本調査ということで、ゲルマニウム半導体で検出をした数値がまず優先するというで位置付けてきたわけでございますが、今年度、福島県としては全袋検査、全量検査をさせていただきたいということで、予算を措置されまして、150台ぐらいの検査機器を配置するような予算がなされたようであります。この全袋検査という調査は、国の調査でいけば、どのような基準で、どの位置にあたいする検査なのか。それによって入口で省くのか、出口で省くのか。基準値超の米が検出された場合、どのような保管をするのか。いろいろな課題が山積している。その辺について御回答いただければ、この全量検査の意義が位置付けられるのではないかとこのように思っていますので、その辺について見解をお聞かせいただければと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

○構成員 ただいま政府側の御説明を聞きまして、いろいろと、歯に衣着せず申し上げれば、遅まきながら着実に、少しずつ進展してきていると。これは率直にお礼を申し上げたいと思います。

私の立場といたしましては、経済界、産業界を代表する、そういう立場で申し上げたいのでございますけれども、先ほど細野大臣からお話があったように、除染が終わっても、その後をどうするのだという問題が当然あるわけでございます。除染と並行してなのでございますけれども、このまま放っておきますと、福島の経済というのは、東北6県の中でたしかトップなのですね。GDPで言いますと。鉱工業生産物の出荷額につきましては。その地位がだんだん落ちてきてしまう。そういう不安を非常に持っております。なぜかと申しますと、やはり、県内にはエレクトロニクスからジェットエンジン、自動車、半導体、金型、デバイス、電子、いろいろな企業が出てきておりますけれども、最近のそういう動向を見ますと、どうも生産ラインの一部をよそへ持って行ってしまいます。1つは従業員が福島に行くのを嫌がるとか、あるいは電力の不安があるとか、そういうことでございますから、新規に、すべてについてのいろいろ税制上の恩恵というのを、特別措置法の一環として税制も言っておられますけれども、このぐらいのインセンティブではとても止められない、そういう懸念を持っているのでございます。

抜本的に、新規も大事ですけれども、既存の進出企業なり地場企業なりに対しましても、相当程度、福島にもう一回拠点をつくってやっていくというインセンティブをつくらないと、これはもたないのではないかとこのように気がしてなりません。近々、そういう企業家とか工業ですね、商工会議所ですから、こういうような人たちを集めてお話を聞く機会を持ちたいと思っておりますのでございますけれども、そういう懸念が非常に強いのでございます。

したがいまして、税制の問題は非常に厄介でございますので、例えば所得税と事業税とか国税に絡む範疇のもの、固定資産税のように地方税に係る問題と、両方ございますけれども、やはり一番、現実問題として痛いのは、固定資産税。しかも、これはよく聞いてほしいのですけれども、固定資産税の課税評価額は3年に一遍ずつ評価替えするのです。今年は評価替えした新しい基準価額でやるのですけれども、その基準というのは平成23年1月1日なのです。だから被災以前なのです、評価設定が。そうでしょう。そうなってきましたと、ここまで大きく毀損した財物に対する課税というのはどうあるべきか。それは精密に積み上げたら計算できない。だったら、例えばみんな2割ぐらいレスしてやってみたらどうかと。ちょっと乱暴な話でございますけれども、私などはそう思う次第です。

もう一つ、やはり産業の復興とか新規誘致について、どんなことをやるにしても豊富な電力が必要でございます。それは御承知のとおり、東北電力の需給は、今日あたりは多分95%ぐらいいっていると思います。なかなか難しい。したがいまして、そのところ、福島復興とは離れますけれども、大前提かもしれないけれども、エネルギー政策として電力をどう考えていくべきなのか。ベストミックスという中身はどうかということ、を早急に御検討願わなくてははいけない。その上で、福島県については、電力料金をぐっと下げてもらう。人為的にですね。そんなことが個別にできるのかどうかわかりませんが、少なくとも大口電力については、大口利用者と電力会社との相対のものでございますから、一般家庭の問題についてはまた別の設定があるかと思っておりますけれども、困難なことではないと思っておりますので、一応、本日の話はお話としてありがたく承りましたけれども、更にもう一歩進めまして、福島県の産業復興と言われるならそういう仕組みが必要ではないかと思っておりますので、お話をさせていただきました。

○司会 ありがとうございます。

○構成員代理 代理で参りました。よろしく申し上げます。

何点か質問も含めてお話しさせていただきます。

まず1点目は、避難区域の見直しの件であります。私どもの村長が前にもいろいろところでお話をしている部分でありますけれども、今回の3つの区分の見直しについては、私どもにとっては自治体住民の分断ということにつながりかねません。ですので、先ほど除染のお話もありましたけれども、低いところからというのは理解できますけれども、低いところから除染をして、その都度、解除をして帰していく、帰還させるということについては、少ない村民だけ帰還しても、コミュニティーの継続というものについては、なかなか維持できません。ですので、村の大体3分の2ぐらいの帰還ができる段階になったときに、見直しといたしますか、解除をしていただくような、そういう方向性ができないものかどうか、是非お願いをしたい。

それから除染の工程表の件であります。先般も福島環境再生事務所の方から説明いただきました。計画的避難区域に村が指定されていますので、国の方で一切、除染の計画、実施も含めてということになりますけれども、そうしますと、村で今、除染の工程表をつく



りましたけれども、いち早く除染をするためには、やはり自治体に対する予算枠というのですか、計画的避難区域以外のところは、自主的に計画を立てて実施できますけれども、私どものところは一切、国の動きに頼らざるを得ない環境になっていまして、村民の皆さんは非常に心配しているのです。いつになったら除染するのだという話であります。ですから、国の予算枠と、一定程度の自治体の予算枠というのですか、その辺のところを何とかしていただけないものかどうか、その辺も検討いただければと思っております。

それから今、どこも同じだと思うのですけれども、子どもさんをはじめ、健康の問題を非常に心配しております。それで、国の方からどの基準が安全なのかどうかというのが示されておられません。ですので、今、放射線についての専門家をうちの方でお願いしまして、リスクコミュニケーションをスタートさせましたけれども、単費でこれを継続してやっていくというのは非常に難しいわけでありまして、是非、基準値を示していただくとともに、リスクコミュニケーションの体制です。国の方の予算枠の中で、不安を取り除くためにはこういうのを地道にやっていくしかないかと考えていますので、是非そういう体制の支援をお願いしたい。このように思っております。

併せて、内部被ばく検査、県の県民健康調査の方でやっていただいていますけれども、人数がさばけないのです。機械が足りないというのと、技術者が足りないということもあるのだと思いますけれども、新年度予算で、村の方ではホールボディカウンターを1台買ってという動きを今していますけれども、そういう特別な、自治体で購入した場合の支援、そんなところもお願いできればなと思っております。

その他、いっぱいありますけれども、以上を申し上げて、よろしく願いいたします。  
○司会 ありがとうございます。

○構成員 いろいろお世話になっております。

まず、資料についての質問をさせていただきます。資料3-3の中で、「福島県知事の提案」というところですが、ここの3にある「変更をする必要がないと認めるときは」という文言になっておりますけれども、「必要がない」というのはどういうことなのか、意味がわからないのです。「必要がない」なのか、「必要を認めるとき」なのか。私は「必要を認めるときは」ということにしていただければありがたいと思うのですが、ここをちょっとお答えいただきたいと思います。

あとは、資料6の説明はされないようですが、ここに記載している数字が、甚だ現実とは離れているかなという思いもありますけれども、よくわかりません。後で確認させていただきます。個人賠償が非常に進んでいないということで、当町がやろうとしているADRを使った請求ですね。第一号ですが、東電から拒まれたということです。したがって、この前、紛争審査会の委員の皆さんの前でお話をさせていただいたときには、中間指針をつくったことによって我々の受ける被害が大きくなってしまったのではないだろうか。拒まれています。それ以上はだめですとか、ないものはだめですと言われていました。したがって、我々は自分の感覚というか、感じるものがいっぱいあるのです。被害が統一され

ないことが多いものですから、その差額を、紛争審査会で、ないから払えないということについて、やはり請求しないわけにはいきませんから、別立ての請求を考えていきたいと考えております。どうも紛争前につくられた中間指針を妨げるようになってしまう恐れも出てきておりますので、ここは私も大変注目をしているところでございます。

もう一つ、いっぱいあるのですが、資料4-3の安全規制新組織についてであります。先般、某新聞の記事を見ましたら、スリーマイル島の事故後、アメリカの原発は地震・津波対策をした。日本では、知っていてもそれを指導しなかったということで、原子力安全・保安院を非常に厳しく書いた記事を読みました。それがされていれば、このようなことはなかったのではないだろうかということも付け加えられておりました。私もそのとおりだと思います。何でこのようなことを、この場にいることすらも、私にとっては夢のような事態でございます。非常につらく、悲しい思いをしておりますので、是非、新たな規制庁には、このような方は参加させないでいただきたいと思います。

それから、福島県民の健康を守るための手帳制度を創設していただきたいというふうに思います。そして速やかに交付をしていただきたいと思います。広島で、今なお認定をめぐり裁判をしているようなことが起きております。福島では、明らかに今、起きてしまったわけですので、何とかそのようなことで、後で裁判が起こるようなことは是非やめていただきたいと思います。

関連するようですけれども、除染作業従事者の被ばく問題です。健康保障制度の創設と、被ばく防止。原則に基づいてしっかりやるとは思います。保障制度の創設をお願いしたいと思います。当然、原子力災害の被ばく者、被災者の特別制度だとか、手帳交付とか、そういった恒久的な制度も持っていただきたいというふうに思います。

併せて子ども基金。子どもが今回受けた被害というのは非常に大きなものです。この心の痛手というか、我慢をしております。学校で何かあっても、「何もないよ」と言って帰ってきますが、後でわかると、やはり相当な我慢をしていたのだなという事例もあります。今、我々は避難をしておりますけれども、常に周りに気を遣って、神経を使って、迷惑をかけているのだから、これ以上迷惑をかけないように、遠慮しながら毎日過ごしております。子どもたちもそういう中で生活をしています。是非、子どもを思うところを、大人の我々がつくっていかないと、子どもは本当にかわいそうですので、本当によろしく願いしたいと思います。

最後に、平野大臣から、先ほど双葉郡の問題としてということで、ボールをいただきました。これはしっかり受けたいと思います。ですので、我々双葉郡の中で、そのような組織、検討するような組織を大至急立ち上げますので、政府の方でも、そのようなチームを提示していただければ割と早くチーム同士の話し合いをさせていただけるとは思います。よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

○構成員 お世話になっております。

前回、野田総理が冒頭のあいさつで、きめ細やかに対応する、安心してふるさとへ戻るため、国が全責任を持って対応すると言っていたいただきました。しかしながら、なかなか先が見えない中で、住民は今後の方向性に大変不安がっております、もっと具体的に、安心安全の放射線量、被ばく線量の基準値や財物等も含めた賠償補償の考え方を提示していただきたい。避難生活が11か月にもなるのに、警戒区域内のことは何も見えていない状況であります。町民あつての行政であり、町民が不安に思っていることは、早急に対応していただきたい。

ということで、项目的に要望、要請を申し上げます。まず、賠償規模についてでございます。1つは、精神的な損害賠償を3月以降についてもしっかりと継続する。これを発信していただきたい。非常に住民は不安を持っております。

2つ目は、これは前回も私が発言いたしました、財物等を重く見た賠償の考え方を速やかに提示していただきたい。

3つ目は、仮払金を見舞い金として対応していただきたい。これが一つ。もう本当に、大勢の方がそれを訴えております。

4つ目は、警戒区域及び避難指示区域の区分見直しを受けて3区分になるわけでありませぬけれども、賠償の考え方の提示です。住民はちょっと錯覚を起こしています。賠償を少なくするために区域の見直しを行うと思っております。国においてしっかりと、これについても説明していただきたいと思っております。

次に、除染についてでございます。先ほど細野大臣から、ロードマップ等をお示しいただきました。これは概要的なロードマップでございます。しかし、本当にこれが現実的で、しかも実効性のあるものかどうか。これそのものに我々は非常に不安を持っております。本格的な警戒区域での除染の早急なロードマップ、精度の高いロードマップをお示ししていただきたい。

2つ目は、仮置場の件です。仮置場にそれぞれの自治体は大変苦慮しております。警戒区域については、当然、国が全責任を持って確保するとおっしゃっておりますけれども、現実にはそうではありません。すべて我々の自治体に丸投げ同様でございます。今、仮置場の選定について、全然国は動いていただいております。ですから、まさに停滞感がありまして、今後除染をする、除染そのものについて住民からの不安と不信感が募っております。どうか速やかに、この点についても住民から見えるようなかたちで行動をしていただきたいと思っております。

それから、インフラ整備でございます。警戒区域のインフラ整備のロードマップの提示でございます。ソフト、ハード含めて、町がスムーズにこれから動けるような、そういうものをお示しをしていただきたい。数日前に県の土木部長がお見えになって、災害復興住宅とか、基幹道路の復旧整備など、一つのシミュレーションを出していただきました。これについては、先が見えてきたかなと思っております。しかしながら、ライフライン等々も含めて、インフラ整備のロードマップを是非ひとつお願いしたいと思っております。

2つ目については、災害瓦礫、廃棄物の処理について、これは減容も含めて、二次処理施設の設置については、これは勿論、各市町村の連携というか、1か所でなくても広域的な中での設置か、そういうものを含めてお示ししていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほどの特別措置法案の中で、「避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置」とありますけれども、警戒区域内のことが入ってございません。今後、帰町を考えていくときには、早いうちからインフラ整備等にとりかからないと、住民は帰町するときの不安ばかりが先行するため、国の責任において生活環境の整備を実施する旨、はっきりと明記していただきたいと思います。

ついでにもう一つ申し上げますが、数日前、これから4月以降の、警戒区域見直し後の運用について、整理案というものでお示しがございました。警戒区域であろうとも、いわゆる20mSvから50mSvの間の居住制限区域において立入りが緩和されまして、立入り行為自体は制限されなくなるというふうになってございます。これは、我々は歓迎することですが、ただ、不安材料として、健康管理問題、それから除染を進めている作業中に果たして自由に住民が立ち入って、安全確保ができるものかどうか。それから、大勢の住民が制約なしに立ち入ることによって、防火や防災対策に万全を期することができるかどうか。もう一つは治安の不安。この辺についても、しっかりと担保していただかないと、これは大変な混乱が起きると考えますので、これについてもしっかりと問題を解決できるような、そういう対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

○構成員 よろしくお願ひいたします。

まず第1点でございますが、日にちが過ぎれば過ぎるほど、実は総務省が30日に公表した昨年の住民基本台帳に基づく県内市町村別の転入・転出超過数が出ています。これは思っている以上に大変なのです。市の名前は申し上げませんが、全国の転出超過数上位10市町村、その中に福島県が4市入っています。トップ、2番、4番、5番。そして、そのほかの市町村も大変な転出なのです。これはまさに危機感を持っています。だから、いろいろと考えてくださっておりますが、より以上、そういう深刻度というものを我々は身にみているわけですから、せいぜい頑張ってください必要があるなど、お願いをまずしておきたいと思います。

2点目にお願いしたいのは、東日本大震災復興特別区域法案。その中に原子力発電所の事故による災害の対象というのがあるって、これを見て、東日本大震災復興交付金制度要綱があります。そこの「事業要件」というのは①～④まであるわけですが、地震と津波が主なのです。これはわかります。わかりますが、原発の事故災についても「事業要件」の中にはっきりうたっていただきたいということです。当然これは、該当するところがたくさんあります。5省40事業の中にたくさんあります。これは「著しい」云々というようなことを言うと、入るか入らないか、該当するかしないかというようなこともあるようであ

りますが、これは著しいですから、だからこの交付金制度要綱のところに原発事故災というのをはっきりうたっていただきたい。これが2点目です。

それから3点目には、今、水田の除染ということを具体的に始めています。そこで困ったことには、ゼオライトとかを使って、あとは珪酸カリを使う。ゼオライトはうちの方ですと10%分しかないのです。安達地方という地域になっておりますが、4,300ヘクタールのうちの430ヘクタール分しかない。これは全国レベルでゼオライトを確保していただきたいと思う。確保できなければ、珪酸カリだけを使って幾分なりとも線量の低減を図りたいと思うのです。今、これはセットでないと珪酸カリについては負担しないというふうになっておりますので、これは当然、負担するのが当たり前である。こういう機会にはっきりと申し上げておきたいと思います。

それから、こういう原発事故というのは、私たちが安全ということでもって信用していた。畑村先生を委員長とする中間報告がありました。必ずしも万全を期しておったか、そうではないという面があるなというふうに考えております。何年前かに、日本列島の上空をテポドンとか何とか、ミサイルが飛んで、太平洋に落ちた。こういうことに対する防衛体制というのはしっかりやっているのでしょうか。やっていると思いますが、安全神話がこのように事故につながったわけでありますから、なかなか常識の通らない国もあるようでありますから、その辺の防衛体制、これはやっているのでしょうか。これは細野大臣の方から、やっているということをお答えしていただきたいと思います。

たくさんありますが、私の方からは以上だけ、時間の関係もあると思いますから、お願いをいたします。

○司会 ありがとうございます。

○構成員 私からは県内13の市、大体これは避難地域に入っていない市が多く、一部入っている市が少しあります。そういう立場から申し上げたい。

その前に、東日本大震災という名称にまとめられておりますが、これを直した方がよろしいのではないかと。先ほどの御要望もございましたが、東日本津波原発大震災と、これを明確に歴史に残すためにも、福島県民としては、大震災、単なる大震災ではない。津波と、それから原発、この大きな大震災だったということを聞いたときに、我々、福島県民としても、是非この原発というのを歴史に残していただく、そんなことをまず申し上げておきたいと思っております。

私の方では何遍か申し上げているのですが、まず除染の市の現状についてお知らせを申し上げておきたいと思っております。大波地区では、実験的に相当数、370戸を今、進めておりますが、やっとな組織的に、渡利地区というところで、3つの工区で入札をしまして、間もなく始めようと進めているところでございます。大波と渡利の違いは、大波は職員が除染計画、除染の段取りをしていたのですが、入札制度をとりますと業者が段取りをします。除染設計という言葉でいいのでしょうか。そういう形で進めることができたいことを御報告申し上げます。なおかつ仮置場につきましてはまだ決定しておりませんが、

候補地としては持っておりまして、交渉しております。

それが決まる前に除染を始めるということです。どういうことかと申しますと、仮置場は造成が始まりますと半年から1年かかります。ですからその前に仮々置場が必要です。これもセットです。その前に、今、私たちが住民の皆さんに申し上げているのは、除染したものは運ばないで、御自宅の中に置いてほしい、そういう形をお願いして、了解を得ております。というのは、やはりなるべく早くやってほしいという声があるからでございます。そういう除染の現状を申し上げながら、先ほど細野大臣が言っておられました庭木の補償の問題です。除染、実はそれも含むのだということを、大臣が先ほど申されましたので、これは一歩前進かなと。是非これを進めていただきたい。

それから、除染をしても効果が出ない理由の1つは、立ち木にセシウムが付いているからです。ですから裏山の除染は勿論なのですが、公園なんかをやりましても、立ち木のどこが汚染されているかという、そういう研究も、機器も、東北大学の方の研究所でできまして、これを使っていきたいというふうに考えておるところでございます。

我が市は23年度の当初予算が約890億円ありますけれども、来年度予算におきましては、400億円の予算を除染の費用として掲げようとしているところでございます。

紛争審査会で補償についての金額が示されたことに対しましてはお礼申し上げたいと思います。

2番目でございますが、自主避難者についてでございます。郡山市と当市で、約1万5,000人の自主避難者が出ているということを知りたいと思います。我々としては、自主避難者にかに地元に戻っていただくか。今ごろ、米沢、山形、大雪だと思いません。1メートル、2メートルの雪です。私も暮れに避難者のところへ行って、市の現状の説明会ということで開かせていただきました。暮れでございましたので50人弱の方しか集まりませんでしたけれども、聞いた感想は、ずっと聞いておりますと、自主避難者の情報は大体半年ぐらい前の情報です。ですから、もっともっと我々は除染、それから家庭用放射能測定器の情報のほか、野菜の検査の結果も、あるいはガラスバッジの結果も、あるいはホールボディカウンターの結果も出ております。こういったことを自治体として、これから避難者のところに週1回行って、そして説明してくるということを努力したいと思いますが、一方で、負担の問題とか、実際は住んでいらっしゃる方もいるとか、いろいろな問題が出てきておりますので、米沢、山形、新潟、各市の市長さん方の声も聞いていただきたいというふうに思います。

戻ってきてもらうときの、1つ大事なことは、やはり心のケアではないかと思っております。今、市の巷間で聞かれ出したのは、いわゆる精神的な病であります。どういう形であるかということ、家庭内の奥様、あるいはだんな様、どちらかが精神的に、放射能への不安が高まってきて、不和が起きているという状況が出てきておりますので、心のケアは、これを解消するには、大変申し訳ないのですけれども、国の機関でやるということになりますと、信用が若干落ちております。私の提案ですけれども、第三者機関がいいと思いま

す。大学とか研究所、こちらの皆さんから手配していただいて、そういう機会をたくさん作っていただければ、私は効果があるのではないかと思います。福島では、コープ福島が、食品のダブル検査をやったところ、公表されたのですけれども、カリウムの放射線が出まして、その下にセシウムの量が出ましたけれども、セシウムの方がわずかなのです。そういった研究も、民間でも進められておりますけれども、こういったことを公表して、わかっていただく努力も必要かなと思います。

3番目には、私が今日言った避難住宅でございますけれども、一定程度の避難住宅の考え方が示されましたので、これは理解できるのでありますけれども、市の場合、やはり自主避難した方々が、何とか自治体に戻って、線量の低いところに住んでいただきたいというのが実はあります。これから多分、警戒区域からの避難者が、どこに居を構えるかなという決断をなされる時期が来ると思います。多分、市に住むというような方も当然出てくるのではないかと考えておりますが、そのときのためにも、先ほど大臣がおっしゃった避難住宅の考え方を、いつまでも仮設住宅では困るわけでございますので、復興の方針の中に組み込んでいただきたいと思います。

それから農業は先ほどから出ておりますように、ゼオライトが不足しております。実はゼオライトに対する期待がとても大きいのです。農水省は、反転耕という、深く掘って返せということなのですが、これはできる田んぼとできない田んぼがある。機械がございません。やはり普通の耕運機でもって、ゼオライトセットで少なくするというところでやっていく方が現実的だということでございます。ですので、これは農水省と私どもの農政部局の間で交渉しておりますので、これもフォローしていただきたい。

それからお米の作付でございますけれども、私は全面作付と言っておりますが、去年は全く、実験も何も途中から出てきた話でございますが、もしフォローしてやるのであれば、今年から、研究も含めて、全部、原因が何なのか、そういったことを含めながら、500Bqを超えた米が出た水田等々も含めて、全部植えつけさせて、1年でもやれば減反施策のときにわかったように、半分程度は痛んでまいります。そういったことも主張しているところでございます。

5番目は、広域下水道の処理場の問題であります。実は非常に私たちが心苦しいのは、市民の汚泥が隣町にある処理場に流れまして、処理されないまま、これが増え続けております。私どもは本当に気が重いのではあります。これを早く、減量化と申しますか、水分を取るか、再利用ができてほしいのでありますけれども、そういう対応に悩まされて、言ってみればこれから表面化してくる課題だというふうに思います。

それからちょっと小さな話なのでございますけれども、新聞に出てくる線量の値が、いろいろ市民には不安を与えるところがございます。何で飯舘村さんがこんなに減ったのかというと、これは一つには、庁舎を除染したから減ったのではないのでしょうか。ですけれども、公平公正に除染できるような体制を、聞くところによりますと、4月から文科省が、福島の場合は21基のモニタリングポスト固定型を付けてくれるというような話も伝わっ

てきております。ですので、今は目視等で、全部、夜中でもみんな人が測っているのですけれども、固定型のモニタリングポストを設置したいという文科省の情報を入れていましたので、これを設置する際には、各町の、測る場所は、標準的な場所を選んでいただいて、標準的なものを公表していただくと、低い、高いという話には、余りならないのではないかと考えておりますので、小さな話ですけれども、申し上げておきたいと思っております。

以上、細かなことを申してちょっと長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

○構成員 各町村さんからさまざまと出ましたが、政府にもお願いはしたのですが、県の議会にもさまざまな陳情なり要請が来て、国に申し上げてくれと。そういう中で、今回は特措法が間もなくできるという説明があつて、遅かったのですが、遅いのはしょうがない、これから出すということに対しては感謝申し上げます。

その中で、損害賠償の中間指針の中で、福島県でもらえるところと、もらえないところがある。個人に8万円、あるいは18歳未満は40万円とある。ところが線量が高いところ、あるいは米のセシウムが、やはり調べてみたら高かった。西白河郡は、我々の同じ中通りでも意外と高いのです。なのに、どうしてそういうことが出ているのだと。会津は少ないから、これはしょうがないと思えばしょうがないかもしれないけれども、西白河郡などは岩瀬郡などより高いのに、そんな差を、どうして、だれがつけたのだということが非常に問題になってきています。1回調べてみてください。中間指針の、出したからもうだめですよというやり方は、基準をだれがいつ決めた。これが1つです。

それから、双葉地方で中間処分場のようなもののお話が今、盛んに出て、そこはそれで、これから双葉地方の中で相談してもらうこととして、我々は口出ししませんが、原子力発電所の事故が起きたところの3キロ圏内。大熊町の議長と町長さんが直接来て、これは国に、是非考え方を、セットでやってもらう。何かといたら、除染をして、将来帰れるようにします。それは3キロ圏の、強烈な放射線量の高いところは何十年かかるか、何年かかるか。であれば、そこに住んでいる人たちの生活設計もあるのです。30年、20年のスパンで置かれて、今でさえ爆発寸前なんだ。そうすると、その土地に帰るまでに20年待ってもらう。待ってられるわけないでしょう。であれば、そこにいる人たちと、きっちり、生活設計のためには賠償も払って、あるいは土地を買うとか、借りるとかしていただいて、もう違う場所に住むのもやむを得ない。そういう人もいる。その選択を、その人たちにさせるべきだと、はっきり言ってきているわけです。もうここまで来ればそうしてもらおう。除染するというのはわかる。だけど、明日戻れるのか。だれが考えたって、すぐ戻れないだろうと言っているわけですから、そのところは早くしていただきたい。

もう一つは、除染の中で、常磐自動車道を除染して、あとは今、相馬以北のところは工事を着工してやるということで、大変ありがたいことなのですが、あの道路がつながって



いないと、南北が分断されているわけですから、それと鉄道、常磐線。この鉄道は、国ではないのですが、民間ですが、あの地方の人は、これをつないでもらわないと復興にはなりませんと言うのです。津波で新地町の駅は流されました。富岡の駅も流されました。やはり同じ場所につくった方がいいのかどうか、新地の町会議員に聞いてみた。場所を北に、あるいは西に、高台に移動すると、土地を買収したり、さまざま大変なことになる。だったら現状の路線を高くして、盛り土してやる方が早いのではないか。さまざまな考えがあると思うのですが、鉄道を一日も早く復興の計画の中に入れてもらいたい。これは当然だと思うのです。ところが今日の説明でも、高速道路の方は少し説明がありましたけれども、鉄道をやっていただかないと、復興の手助けにはならない。そういうことなので、よろしくをお願いします。

○司会 ありがとうございます。

○構成員 今、それぞれ委員の方からお話がありました。本当に切実な問題を、毎日私も抱えているというふうなこと。しかもこれが300日以上続いているということ。今の米の問題、そしてまた経済の問題、避難区域の帰還の問題、区域の見直しに伴う地域のコミュニティの問題、それから人口流出問題、子どもたちの問題。話の中で、見えるような形で対応していただきたいという話がありました。これは本当に、300日たって見えるような形になっているかなという、残念ながら疑問を抱かなくてはいけないところがある。そういうふうな中で、当初から私も、政府の東日本大震災復興構想会議の中で、これは法律をつくってもらわなくてはいけないと訴えてまいりました。特措法を今、つくる前段に来て、特措法の内容も今日発表になりました。この特措法ができるということは一歩前進であると思っております。

このような中で、特措法のまずスタートに立ったかなという認識を私自身は持っております。それぞれの委員からの話が具現化して、そして福島が復興して初めて、この特措法が実を結んだということになりますので、今、それぞれお話しいただいたことを、政府の皆さん、それから本当に国会全体、これは何度も私自身申し上げますけれども、内閣は当然、霞が関の皆さん全体が意識をしていただきたい。東京に向かうと、原発の東日本の震災の状況というのがだんだん薄くなる感じがするというのが偽らざる福島県民、それからまた被災地の皆様の実感ではないかと思っておりますので、内閣、国会、それから国民全体が、是非、共有していただきたいと思っております。

先ほどもいろいろ福島県知事の提案の中で3番目、当然のことながら、現地が優先というふうなことで私自身は認識をしておりますが、これから基本方針や計画、それぞれの法案と同時に策定があると思っておりますけれども、とにかく現地の皆さんの声、これにきっちり対応するというをまずここで御認識いただいて、進めていただきたいということで、それぞれ皆さんの気持ちをまとめたつもりなのですが、その中で御意見を申し上げておきたいと思っております。

それから、基本方針についてですけれども、国際機関。新聞には既に、国際機関が福島

県には設置されるような新聞報道が時々あります。例えばIAEAの話、それがまたやはり相違があるような話も聞いておりますので、これについてはきちんと基本方針の中で明確にさせていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○司会 大変多岐にわたる貴重な御意見を本当にありがとうございました。

時間が限られてしまっておりますけれども、最後に両大臣からまとめのコメントをお願いしたいと思います。

○平野復興担当大臣 どもありがとうございます。今日、たくさん御指摘いただきまして、それから提案もいただきました。限られた時間ではありますけれども、できるだけ出された質問等々については今日の段階でお答えを申し上げたいと思います。

まず農業、米の問題でありますけれども、これは前回も会長さんから出されました。農水省の方では100Bqという基準を前提に今、検討を進めておりまして、具体的な話はまだしていないということです。面積等々の見直しについても、大体の案は今、詰めつつあるようです。今のところはやはり100Bqが前提だということで、会長さんの問題意識等は帰って伝えますけれども、その前提で、全体のエリアの見直しをやっているということで、間もなく、本当に今度こそなのです。それでないと次の作付に間に合いませんので、説明があると思います。

それから全袋検査をやる場合、いつの段階でということ等についても、これは私の方では聞いておりませんが、きっちり農水省に伝えまして、次のときに説明できるようにお願いをしたいというふうに思います。

それから企業誘致での税制の問題については、私どもも今、中小企業庁、それと経産省さんをお願いしまして、中通りとか会津地方全体の企業の動向を一応見ております。今のところ、何社かは確かに出たと。出る準備を進めているところもありますけれども、大きな動きには、まだというか、これからもならないということで私は考えておりますけれども、そういった状況になっていないという理解であります。いずれにせよ、そこは、これからきっちりモニタリングしてまいります。

税制の問題につきましては、前回もさまざま要望いただきましたけれども、まずは特措法で用意いたしましたもの、これを是非活用をお願いしたいというふうに思います。

あと、エネルギー等々の問題については、私も同じ問題意識を持っていて、政府でも同じような問題意識というのは、いろいろな形で詰めているということだけは申し上げられると思います。

それから除染と帰還。例えば部分的に解除して帰還をするというようなことを、私どもは考えているわけではありません。あくまでも除染をして、濃度が下がった分については情報開示いたしますけれども、それを見て、どのように帰るかということについては、今のところ国の中では、帰りなさい、帰ってくださいというようなことをやるというのは考えていません。そのとき、どういう形で、個人が、あるいは地域が、町が考えるかとい

うことについては、そのケースによって、地域によって、いろいろ話し合いながら考えていきたいと思います。

ただ1点、賠償という問題が絡んできますので、この問題をセットでいろいろ考える必要があると思います。いずれにせよ、あくまでも除染というのは物理的な要素でして、放射線は差がありますけれども、そのレベルを見て帰るか帰らないかという問題についての一義的な判断というのは、今の私どもの考え方の中では、まず避難者の方々、地域、町、そこを一応尊重するという考え方に立っているということでもあります。

それから補償の問題に関連してさまざまな御意見をいただきましたけれども、いずれ賠償補償については、私どももいろいろな問題意識を持ちまして、冒頭、先ほどのところでもちょっと申し上げましたけれども、いろいろな切り口で検討していきますので、検討した状況については、できるだけ前広に県、それから関係自治体の皆様とも、相談できるものは相談するという形で対応していきたいと思います。

それからあとは、インフラ等々の問題につきましては、現況調査、これから今、どういうふうにするかというのでスケジュール表をつくらせておりますし、それからどういう手順でやるかという工程表、これもできるだけ早くつくるといって今、作業を指示しております。除染とどうしてもセットになってきますので、工程表の除染という動きをにらみながらつくらなくてはならないということでもありますので、若干手間取っておりますけれども、必ずこれはつくるといって、つくらせています。

それから、ちょっと話が飛びますけれども、心のケアの問題につきましては、まず文科省さんの方で、小学校の児童、子どもの心の状態が今、どういう状況になっているかということについて、4月から調査できるような準備を今やっています。併せて、先ほど御指摘いただいた、大人の方々の心、これも厚労省等の方では、一応さまざまな予定というか、準備を進めていただいているというふうに理解しておりますけれども、重要な御指摘でございますので、これはしっかり対応させていただきたいと思います。

それからあとは、交付金のお話がございました。これは今の我々としての考え方は、基本的には津波・地震を想定しています。交付金ということで、お渡しすることを考えています。何が言いたいかといいますと、賠償する、求償できるような費用というのは、ちょっと別な体系で考えなければならないというふうに考えています。今、福島の中通りの地域からは、今回の放射能の問題にかんがみて、例えばプールが使えなくなったから、隣にプールを新しくつくってくれというような要望も出ております。こういったものを復興交付金の中で対応するか、できるかという、今、私はストップをかけています。

賠償補償という問題につきましては、復興交付金ということについては、繰り返しになりますが、一応、補助金という位置づけで整理したいと思っていますから、この中では一線を引かせていただきたいと思います。ただ、そういった要望に対して的確に答えるべきだという御主張だと思っておりますので、その方法につきましては、例えば福島県の県の中にある基金の活用をどうするかとか、基金の規模等々の問題もありますけれども、

活用という手段から見ますと、そういったことも含めて、議論をさせていただきたいというふうに思います。

それから、JRの問題につきましては、これは今日の段階では宿題というか、実は私も同じ問題を投げかけてあります。今はっきり申し上げて、国交省さんは、JRの問題だといって投げかけてしまっている面がありますので、これは投げられてもJRは大変だと思います。放射能の濃度の高いところで、どうやって復旧するのかという問題もありますので、これはまだ検討中ということで、また宿題として預からせていただきます。

あとはエリアの問題で、3キロメートルの話がございましたけれども、3キロメートルにかかわらず、放射線濃度の高い地域の方々に対する対応をどうするかということは、帰還という問題と併せて、こういう言葉は使いたくありませんけれども、帰れないという方々、あるいは場合によっては、あえてこういう言葉を言わせていただきますけれども、帰らないということを選択された方々、こういった方々に、どういう支援をするか、賠償をしなくてはならないかということは、これはこれでしっかり国の方での方針を示さなくてはならないと考えています。ですから3キロとか5キロという問題ではなくて、帰れない、帰らない、こういった問題だととらえて議論をさせていただいているということでもあります。

あと、ちょっと漏れたところがあるかと思いますが、メモを取っておりますので、後ほど文書等々で、お返しすべきところはお返しをしたいと思います。

あとは、細野大臣、お願いします。

○細野原発担当大臣 本当にそれぞれの皆さんから切実なお話をいただきましたので、すべてしっかり承って、今日対応できないところについては改めてまた皆さんにお知らせをしたいと思います。私からは主に5点ぐらい、それぞれ簡潔に御説明を申し上げます。

まず除染なのですけれども、村で独自でやる方法というお話がございました。冒頭、私はそのことについて申し上げた思いだったのですけれども、直轄でやるというところについても、それぞれの村なり、町なりが、独自でやる方法を今、かなり詰めておまして、やっていただけるようにしたいと思います。

それと、除染のロードマップを更に詳しくというお話がございました。これも、例えば具体的に皆さんの方から、こういうことでという御要望があれば、検討してみたいというふうに思っているのですが、今のところ、実は考えておらなかったのです。というのは、全体の除染のロードマップをあれ以上詳しくしても、余り具体的に、例えば富岡町でどうかということにならないものですから、むしろあの考え方を国としてはベースにして、できればそれぞれの町村ごとの除染計画を一緒につくらせていただけないだろうかと思っておるのです。そのためには、まだ情報が不足していると思います。例えば富岡町の中で、それぞれの区ごとの線量がどうなのかということをもっと詳しくお知らせいたしますので、その上で、どういう優先順位で富岡町の中の除染をしていくのかということについて協議をさせていただければありがたいと思っております。富岡町にも2人担当者を置く

ということで、張りつけますので、その人間がきちんと交渉できるように、私ども、しっかりやらせたいと思います。

その中で、仮置場についてまだまだ国は本腰が入っていないというお話、本当にこれはしっかり受けとめます。それにこたえられるように、しっかりと体制をつくりますので、是非引き続いてお力を貸していただければと思います。

それとゼオライトのお話が、ございました。我々、ちょっとそこは深刻に認識をしていなかったところがありますので、その確保がどうやってできるか、至急検討してみたいと思います。

知事さんからIAEAのことについてお話がございました。そうしたIAEAと何が一緒にできるかということについては、既に協議をしておりまして、恐らくIAEA単独で福島に事務所をつくるということでは必ずしもなくて、さまざまな原子力や放射能に対する研究機関を、これから日本政府でもつくりますので、そことどうIAEAが連携をしていくのかという議論になる可能性もございます。ただ、いずれにしても、IAEAにとっても福島というのは絶対に欠かせない、そういう場所だということは認識をしておりますから、どういった体制ができるかということについて、しっかり勉強したいと思っております。

IAEA自身としては、ちょっと報道が先走り過ぎたという面があるように認識しているようでありますから、ちょっとそこは引き取らせていただいて、前向きな形になるように努力したいと思います。

それと、核セキュリティについて、ミサイルがという話がございました。これは、これまで原子力安全・保安院でやっている体制にはなっておるのですが、現実的に、例えばテロであるとかミサイル攻撃に対してどうなのかということについて、どこまで本当の意味でやってきたのかということについては、率直に言うと、やってはきていますが、かなり課題があります。ただ、この課題というのは、決して我が国だけではなくて、全世界が抱えている課題でして、そういったことも含めて、実は3月の終わりに核セキュリティサミットというのがソウルで開かれることになっておるのです。私の方から今、実務的に指示を出しておりますのは、この核セキュリティの我が国の体制について、しっかりと強化をするという準備をしておりまして、4月から誕生する原子力規制庁では、そこもぬかりなく、しっかりやれるような体制を改めて作り直したいと思っております。

最後に、既に平野大臣からもお話がございましたが、リスクコミュニケーション、心のケアも含めて、そのことについて非常に重要な御指摘が何人かの方からございました。これは、子どもですと、例えば学校なんかだと文部科学省、そしてお医者さんのいろいろな手配であるとかは厚生労働省、そういう面があるのですが、放射線に関する健康管理という意味では、環境省が全体のとりまとめをすることになりましたので、そこは私の責任でやりたいと思っております。具体的なリスクコミュニケーションの方法も、今かなり検討を進めておるのですが、実際にどうやってやるのかというのは、最終的にはやはり自治体の皆さんと協議をしなくてはなりませんので、しかるべきタイミングで、こういう形でど

うだろうかというのを、1つの政策のパッケージとして御提案を申し上げたいと思います。

そしてその中で、リスクコミュニケーションというのは、それこそ県内に1か所、2か所あるということでは、これはいけませんので、もっともときめ細かく、どうやったら現実に、皆さんの健康不安にこたえることができるのかという、そういう現実の、どこでどういったことをやるのかというところまで落とし込まないと不安はなくならないと思いますので、是非相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○司会 ありがとうございます。

先ほど福島特措法についての御質問がございました。

○復興本部事務局 福島特措法についての御質問がございました、資料3の3ページ、福島県知事の提案に対する回答でございます。申し訳ございません。資料の作り方が悪うございまして、御指摘、ごもっともでございます。法律案の1の一部を抜粋して書いております。実はこの2と3の間に「必要であると認めるときは遅滞なく方針を変更し、閣議をつくり、それを公表する」という、まずは受けとめてつくるという条文がございましたが、それを忘れまして、だめな場合だけを書いて、誤解を招きました。申し訳ございません。

○構成員 わかりました。どうも。

○司会 以上でございます。

それでは、大分時間を超過してしまいましたが、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。なお、次回についてはまた御相談をさせていただきます。

ありがとうございます。